

浜松市立富塚小学校PTA専門部規程

第1条 本会は、専門部として次の4部を置く。

- (1) 保健体育部
- (2) 広報部
- (3) 教養部
- (4) 健全育成部

第2条 各専門部の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 保健体育部
 - イ 会員の健康増進のための企画と実施
 - ロ 体育行事への協力
 - ハ その他
- (2) 広報部
 - イ PTA広報『とみつか』の編集と発行
 - ロ その他
- (3) 教養部
 - イ 講演会・講習会の実施
 - ロ PTA図書管理・運営
 - ハ ベルマーク教育助成運動への参加
 - ニ その他
- (4) 健全育成部
 - イ 児童の校外生活指導
 - ロ 児童の健全育成にかかわる行事の企画と実施
 - ハ ストップマークの見直しと補修
 - ニ その他

第3条 専門部は、理事により組織し、理事はいずれかの専門部に部員として所属する。

第4条 専門部に、部員の互選により、次の役員を置く。

- (1) 部長(1名)
- (2) 副部長(2名以上)

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 部長は部の仕事を統括する。
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその代理を務める。また、部会においては司会と書記の任にあたる。

第6条 各専門部に教職員1名が担当教諭として、活動補助にあたる。

第7条 事業の実施については、常任理事会の承認を得て行う。緊急の場合は会長の承認を得て実施し、事後、常任理事会の承認を得る。

第8条 この規程は、全体理事会の出席者の3分の2以上の同意を得て、改正することができる。

附 則

この規程は、平成23年4月25日から施行する。

この規程は、平成26年4月20日から施行する。